

軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて

平成 24 年 4 月 1 日

1 本市における例外給付の申請手続

ケアプラン作成担当者が次の①～③の書類を**必ず2部**介護保険課（給付係）に提出してください。

- ① 介護保険福祉用具貸与例外給付申請書（別紙）
- ② 医師の医学的な所見を示す書類（ア～ウのいずれか）
 - ア 主治医意見書（写しで可）
 - イ 医師の診断書
 - ウ 担当介護支援専門員が医師に聴取した所見の記録（別紙）
- ③ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が必要である旨を判断したことを示す書類
 - ※ 具体的には居宅サービス計画書第1表～第4表、要支援者の場合は介護予防方針計画に係る関連様式（サービス担当者会議記録を含む）
- ④ 窓口にて精査させていただき、要件を満たしているようであれば、申請書の市確認欄に受領印を押させていただきます。

※ 更新申請や変更申請により要介護状態の区分の変更や居宅介護支援事業所を変更した場合は、①～③の書類を再度提出してください。

留意事項

1 医師の医学的な所見について

例外給付にかかる医師の医学的な所見は、主治医意見書、診断書または担当介護支援専門員が医師に聴取した所見の記録のいずれかにおいて別紙資料の i ～ iii の状態に該当することが明確に判断できる内容が記載されていることが必要です。

つまり、単に医師が福祉用具貸与を必要であると判断している場合や病名が合致しているだけでは認められません。

具体的な事例は、別紙「福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）」を参照ください。

（例）主治医意見書の診断名に「パーキンソン病」、特記すべき事項に「特殊寝台が必要。」と記載されていても、それだけでは i ～ iii に該当する状態か不明であることから認められません。

医師に医学的な所見を求める際は、医師に十分な説明をしたうえで i ～ iii の状態に該当するかを確認したうえで、該当する場合はその内容を必ず具体的に聴取してください。

2 軽度者に対する車いす等の貸与条件との相違

軽度者に対し、車いす及び移動用リフトのうち「段差の解消を目的とするもの」を貸与する条件は、「主治医の意見をふまえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて指定居宅介護支援事業所が判断する。」となっていますので、ご注意ください。

3 その他

例外給付の対象となりうる方は、資料からもわかるとおり重度の疾病等を持つ方です。軽度者でこの状態に該当する方は非常にまれであると考えられます。申請をお考えの際には、被保険者の状態及び福祉用具の必要性を精査・熟考のうえで判断ください。また、該当被保険者ごとに支援経過の記録を残しておいてください。（例 市役所に書類を提出した日・サービス担当者会議の議事録や実施日等）

福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）

事 例 類 型	必要となる福祉用具	事 例 内 容 (概略)
I 状態の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具・体位変換器 ・ 移動用リフト 	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻度におき、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具・体位変換器 ・ 移動用リフト 	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
II 急性増悪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具・体位変換器 ・ 移動用リフト 	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
III 医師禁忌	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台 	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危機性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台 	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危機性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台 	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床ずれ防止用具・体位変換器 	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動用リフト 	人口股関節の手術で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

軽度者の福祉用具貸与に関わるフローチャート

軽度者である。適切なアセスメントを行い、課題解決のためには福祉用具貸与を必要とする状態像が見受けられる。

※ このフローチャートは福祉用具貸与費を算定する上での区分を明示したものですので、具体的な算定要件、対応については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等にてご確認ください。
※介護予防福祉用具貸与費につきましても、同様にご確認ください。

認定調査の基本調査の直近の結果で介護報酬解釈通知にある例外的に貸与が認められる状態像にある。
例) 特殊寝台 (一) 日常的に起き上がりが困難な者
基本調査 1-4 「3. できない」

はい

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアプランに位置付ける。福祉用具貸与と事業所から基本調査の内容の照会があった時は「福祉用具貸与算定の判定基準 (調査票写しの内容)」にて回答する。

→

福祉用具貸与費の算定可

いいえ

厚生労働大臣が定める者のイの「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」又は「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」である。

はい

該当する基本調査項目が無い場合、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定支援事業者が判断する。

→

いいえ

次の i) から iii) までのいずれかに該当する者である。
i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 95 号告示第 25 号のイに該当する者
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 95 号告示第 25 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 95 号告示第 25 号のイに該当すると判断できる者

はい

該当する旨を医師の医学的な所見に基づき判断する。
(医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。所定の様式に医師から直接記入いただくことまで求めているわけではない。)

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨を判断する。

市に事前に「福祉用具貸与例外給付申請書」を提出する。

→